



ニュースリリース 平成 28年 2月 3日

「医療機関債」の取り扱い開始について



常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、茨城県内の医療法人の皆さま向けに「医療機関債」の取り扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

医療機関債とは、厚生労働省より示された『「医療機関債」発行のガイドライン』に基づき、財務内容の良好な医療法人のみが発行できる証拠証券です。

本商品は、医療法人が発行する医療機関債を全て買い受ける形の「銀行総額買受型医療機関債*」となるため、医療法人にとっては長期安定資金の確保が可能になります。また、お客さまのご希望により、当行が受け取る発行手数料の一部を地域の教育施設に寄贈いたします。

当行は、今後とも、さまざまな情報やサービスの提供に努め、地域医療・地域経済の活性化に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

*銀行総額買受型医療機関債

…医療機関債の購入対象者は、当該医療法人の役職員や地域住民、銀行等となります。その中で、銀行総額買受型医療機関債とは、医療法人が発行する医療機関債全てを銀行単体で買受ける形の医療機関債のことです。

記

1. 取扱開始日

2月3日（水）

2. 商品の概要

対 象	「医療機関債」発行のガイドライン及び当行所定の基準を満たした茨城県内の医療法人
資 金 使 途	設備資金に限定
融 資 金 額	3,000万円以上
主 な 要 件	・税引前純利益が直近3期連続黒字 ・原則、公認会計士又は監査法人による監査必要
発行メリット	・資金調達手段の多様化 ・発行基準をクリアする事で、財務の健全性を地域住民にアピール可能 ・固定金利で長期安定資金の確保可能
寄 贈	・医療法人の希望により、当行が受け取る発行手数料の一部で物品を購入し、医療法人の所在する市町村の公的教育施設へ寄贈します。 ・寄贈は当行および医療法人の連名で行います。 ※当行からの寄贈であり、発行医療法人の寄付金控除等には該当しません。
留 意 点	医療機関債とは民法上の金銭消費貸借契約を証する目的で発行する証拠証券（借入金）であり、金融商品取引法上の「有価証券」ではありません。
取 扱 店	茨城県内の本支店

以 上